

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務
発注課	保健福祉局総務部保護課
選定事業者	株式会社 恵和ビジネス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>生活保護費の追加給付は、最高裁判決から専門委員会による議論を経て、実施することが決定し、令和8年2月20日付けで「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例(令和8年厚生労働省告示第43号)」(別添3)が公布され、同日付で発出された「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について(社援発0220第1号)」により、その詳細が示されたところである。</p> <p>追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要があり、可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制の構築が必要であるところ、選定事業者は、本市における給付金事業の実績が多数あり、必要部材及び人員等の緊急調達が可能かつ事業目的を達成することができる業者である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものと判断し、同者を相手先とした特定随意契約により調達することとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
決定日	2026年3月30日